

令和 8 年度沖縄地方最低賃金審議会

第 1 回沖縄県最低賃金専門部会

日 時 令和 8 年 7 月 22 日 (水) 15:00～
場 所 那覇第 2 地方合同庁舎 1 号館
共用大会議室 (2 階)

議 事 次 第

1 部会長及び部会長代理の選任

2 議題等

- (1) 沖縄県最低賃金専門部会運営規程案について
- (2) 最低賃金審議会令第 6 条第 5 項の適用について(確認)
- (3) 沖縄県最低賃金専門部会の審議日程について
- (4) 沖縄県最低賃金の決定(改正決定)に係る関係労働者及び関係使用者の意見聴取について
- (5) 事業場実地視察について
- (6) 参考人聴取について
- (7) その他

令和 8 年度沖縄地方最低賃金審議会 第 1 回沖縄県最低賃金専門部会資料一覧

1	令和 8 年度沖縄地方最低賃金審議会沖縄県最低賃金専門部会委員名簿等	P1～P2
2	沖縄県最低賃金の改正決定について（諮問）（写）	P3～P4
3	沖縄地方最低賃金審議会運営規程等	P5～P10
4	沖縄地方最低賃金審議会沖縄県最低賃金専門部会運営規程（案）	P11～P12
5	令和 8 年度沖縄地方最低賃金審議会審議計画	P13～P18
6	令和 8 年度答申要旨の公示日別最短効力発生予定日一覧表	P19～P22
7	沖縄県最低賃金の決定（改正決定）に係る関係労働者及び関係使用者の意見聴取等	P23～P30
8	沖縄県最低賃金専門部会 令和 8 年度事業場実地視察計画表（案）	P31～P32
9	年度別実地視察事業場名簿	P33～P34
10	2026年度最低賃金行政に関する要請書 （日本労働組合総連合会沖縄県連合会、2026年7月6日）	P35～P37

令和 8 年度沖縄地方最低賃金審議会
沖縄県最低賃金専門部会委員名簿 (案)

	氏 名	現 職
公益代表委員	岩 橋 培 樹 いわ はし ろ き	琉球大学国際地域創造学部 教授
	上 江 洲 純 子 う え ず じゅん こ	沖縄国際大学法学部 教授
	金 城 智 誉 きん じょう とも やす	弁護士
労働者代表委員	石 川 修 治 いし かわ しゅう じ	日本労働組合総連合会沖縄県連合会 副事務局長
	平 良 哲 康 たい ら てつ やす	日本労働組合総連合会沖縄県連合会 事務局長
	照 喜 名 朝 和 てる き な とも かず	沖縄電力関連産業労組総連合 副事務局長
使用者代表委員	喜 友 名 朝 弘 き ゆ な とも ひろ	沖縄県中小企業団体中央会 専務理事
	田 端 一 雄 た ぼた かず お	沖縄県経営者協会 専務理事
	津 波 古 透 つ は こ とおる	沖縄県商工会連合会 専務理事
備考	※ 発令年月日 令和 8 年 7 月 22 日 ※ 任期満了日 沖縄県最低賃金専門部会が廃止されるまでの間 ※ 委員の配列は各側五十音順となっています	

沖縄地方最低賃金審議会専門部会委員の候補者推薦に関する公示

沖縄労働局一般公示 8-72 号

最低賃金法（昭和 34 年法律 137 号）第 25 条第 4 項において準用する同法第 23 条第 1 項及び最低賃金審議会令（昭和 34 年政令第 163 号）第 6 条第 4 項において準用する同令第 3 条の規定に基づき、沖縄県最低賃金の決定（改正決定）に係る専門部会委員を任命したいので、沖縄県の区域内で事業を営む使用者又はこれに使用される労働者（これらの団体を含む。）は、下記「沖縄地方最低賃金審議会専門部会委員候補者推薦要領」により、それぞれ労働者を代表する委員又は使用者を代表する委員の候補者を推薦されたい。

令和 8 年 7 月 1 日

沖縄労働局長 宮本 淳子



記

沖縄地方最低賃金審議会専門部会委員候補者推薦要領

1 推薦者資格

- (1) 労働者を代表する委員の候補者を推薦する資格を有する者は、沖縄県の区域内で事業を営む使用者に使用される労働者又はその団体であること。
- (2) 使用者を代表する委員の候補者を推薦する資格を有する者は、沖縄県の区域内で事業を営む使用者又はその団体であること。

2 候補者資格

候補者は、国家公務員法（昭和 22 年法律 120 号）第 38 条の各号のいずれにも該当しないものであること。

3 推薦手続き

(1) 推薦方法

推薦に当たっては別紙様式の推薦書により、それぞれ推薦すること。また、推薦に当たっては、推薦書に内諾書及び履歴書を添付して提出すること。

(2) 推薦締切日

令和 8 年 7 月 16 日（木）17 時

(3) 推薦書の提出先

沖縄地方最低賃金審議会事務局（沖縄労働局労働基準部賃金室）
那覇市おもろまち 2-1-1 那覇第二地方合同庁舎 1 号館 3 階
（電話番号 098-868-3421）



沖労発基 0701 第 1 号
令和 8 年 7 月 1 日

沖縄地方最低賃金審議会

沖縄労働局長 宮本 淳子

沖縄県最低賃金の改正決定について（諮問）

最低賃金法（昭和 34 年法律第 137 号）第 12 条の規定に基づく、沖縄県最低賃金（昭和 55 年沖縄労働基準局最低賃金告示第 1 号）の改正決定について、最低賃金法第 10 条第 1 項の規定に基づき、貴会の調査審議を求める。

沖縄地方最低賃金審議会運営規程

(目的)

第1条 沖縄地方最低賃金審議会（以下「審議会」という。）の議事運営に関し、最低賃金法及び最低賃金審議会令に定めるもののほか、必要な事項について定めるものである。

(会議の招集)

第2条 審議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が必要と認めたときのほか、沖縄労働局長（以下「局長」という。）又は5人以上の委員若しくは労働者代表委員、使用者代表委員及び公益代表委員各1人以上を含む3人以上の委員から開催の請求があったとき会長が招集する。

2 前項の規定により局長又は委員が会議の開催を請求しようとする場合には、付議事項及び希望期日を少なくとも当該期日の7日前までに、会長に通知しなければならない。

3 会長は、会議を招集しようとするときには、緊急やむを得ない場合のほか、少なくとも3日前までに、付議事項、日時及び場所を委員に通知するとともに、局長に通知するものとする。

(小委員会)

第3条 会長は、審議会の議決により、特定の事案について事実の調査をし、又は細目にわたる審議を行うため、委員を指名して小委員会を設けることができる。

(委員の欠席等)

第4条 委員は、会長が必要があると認めるときは、テレビ会議システム(映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話することができるシステムをいう。次項において同じ。)を利用する方法によって会議に出席することができる。

2 テレビ会議システムを利用する方法による会議への出席は、審議会令第5条第2項及び第3項に規定する会議への出席に含めるものとする。

3 委員は、病気その他の事由によって会議に出席できないときは、その旨を会長に通知しなければならない。

4 委員は、旅行その他の事由によって長期間不在となる場合は、あらかじめ会長に通知しなければならない。

(会議における発言)

第5条 会長は、会議の議長となり、議事を整理する。

2 委員は、会議において発言しようとするときは、会長の許可を受けるものとする。

3 審議会は、会長が必要があると認めるときは、委員でない者の説明又は意見を聴くことができる。

(会議の公開)

第6条 会議は、原則として公開とする。ただし、公開することにより、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、会長は会議を一部非公開とすることができる。

2 会長は、会議における秩序の維持のため、傍聴人の退場を命ずるなど必要な措置をとることができる。

(議事録及び議事要旨)

第7条 会議の議事については、議事録を作成し、議事録には、会長及び会長の指名した委員2人が署名するものとする。

2 議事録及び会議の資料は、原則として公開とする。ただし、公開することにより、個人情報保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、会長は、議事録の一部又は全部を非公開とすることができる。

3 議事録を非公開とする場合には、議事要旨を作成し公開するものとする。

4 前3項の規定は、小委員会について準用する。

(意見の提出)

第8条 会長は、審議会において議決を行ったときは、議決書又は答申書などを局長に提出するものとする。

(規程の改廃)

第9条 この規程の改廃は、審議会の議決に基づいて行う。

附 則 この規程は令和8年7月1日から施行する。

最低賃金法（抜粋）

（最低賃金の原則）

第9条 賃金の低廉な労働者について、賃金の最低額を保障するため、地域別最低賃金（一定の地域ごとの最低賃金をいう。）は、あまねく全国各地域について決定されなければならない。

2 地域別最低賃金は、地域における労働者の生計費及び賃金並びに通常の事業の賃金支払能力を考慮して定められなければならない。

3 前項の労働者の生計費を考慮するに当たっては、労働者が健康で文化的な最低限度の生活を営むことができるよう、生活保護に係る施策との整合性に配慮するものとする。

（地域別最低賃金の決定）

第10条 厚生労働大臣又は都道府県労働局長は、一定の地域ごとに、中央最低賃金審議会又は地方最低賃金審議会（以下「最低賃金審議会」という。）の調査審議を求め、その意見を聴いて、地域別最低賃金の決定をしなければならない。

（地域別最低賃金の改正等）

第12条 厚生労働大臣又は都道府県労働局長は、地域別最低賃金について、地域における労働者の生計費及び賃金並びに通常の事業の賃金支払い能力を考慮して必要があると認めるときは、その決定の例により、その改正又は廃止の決定をしなければならない。

（会長）

第24条 最低賃金審議会に会長を置く。

2 会長は、公益を代表する委員のうちから、委員が選挙する。

3 会長は、会務を総理する。

4 会長に事故があるときは、あらかじめ第2項の規定の例により選挙された者が会長の職務を代理する。

（専門部会）

第25条 最低賃金審議会に、必要に応じ、一定の事業又は職業について専門の事項を調査審議させるため、専門部会を置くことができる。

2 最低賃金審議会は、最低賃金の決定又はその改正の決定について調査審議を求められたときは、専門部会を置かななければならない。

3 専門部会は、関係労働者を代表する委員、関係使用者を代表する委員及び公益を代表する委員各同数をもって組織する。

5 最低賃金審議会は、最低賃金の決定又はその改正若しくは廃止の決定について調査審議を行う場合においては、厚生労働省令で定めるところにより、関係労働者及び関係使用者の意見を聴くものとする。

（政令への委任）

第26条 この法律に規定するもののほか、最低賃金審議会に関し必要な事項は政令で定める。

最低賃金審議会令（抜粋）

（組織）

第2条 中央最低賃金審議会の委員の数は、18人とする。

2 地方最低賃金審議会の委員の数は、15人とする。

（委員の推薦）

第3条 厚生労働大臣又は都道府県労働局長は、中央最低賃金審議会又は地方最低賃金審議会（以下「審議会」という。）の労働者を代表する委員又は使用者を代表する委員を任命しようとするときは、関係労働組合又は関係使用者団体に対し、相当の期間を定めて、候補者の推薦を求めなければならない。

2 前項に規定する審議会の委員は、同項の規定による推薦があった候補者のうちから任命するものとする。ただし、その期間内に推薦がなかったときは、この限りでない。

（会議）

第5条 審議会の会議は、会長が招集する。

2 審議会は、委員の3分の2以上又は労働者を代表する委員、使用者を代表する委員及び公益を代表する委員の各3分の1以上が出席しなければ、会議を開き、議決をすることができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

（最低賃金専門部会）

第6条 最低賃金法第25条第1項又は第2項の規定により審議会に置かれる専門部会の委員の数は、9人以内とする。

4 第3条の規定は、地方最低賃金審議会に置かれる最低賃金専門部会の関係労働者を代表する委員及び関係使用者を代表する委員の任命について準用する。

5 審議会は、あらかじめその議決するところにより、最低賃金専門部会の決議をもって審議会の決議とすることができる。

※ 沖縄地方最低賃金審議会は、沖縄県最低賃金の改正について、最低賃金審議会令第6条第5項を適用する。

但し、多数決の場合は直ちに（当日又は翌日）審議会を開催し議決する。

なお、故意に発効を遅らすようなことが生じた場合は、改めてこの運用を検討する。

（雑則）

第8条 この政令に規定するもののほか、審議会の議事及び運営に関し必要な事項は、会長が定める。

最 低 賃 金 法 施 行 規 則 （抜粋）

（関係労働者及び関係使用者の意見）

第 11 条 都道府県労働局長は、最低賃金の決定又はその改正に若しくは廃止の決定について地方最低賃金審議会の調査審議を求めた場合には、遅滞なく法第 25 条第 5 項の規定により当該事案について関係労働者及び関係使用者の意見を聴く旨並びに意見を述べようとする関係労働者及び関係使用者は一定の期日までに最低賃金審議会に意見書を提出すべき旨を公示するものとする。

沖縄地方最低賃金審議会沖縄県最低賃金専門部会運営規程（案）

（目 的）

第1条 沖縄地方最低賃金審議会最低賃金専門部会（以下「専門部会」という。）の議事運営に関し、最低賃金法及び最低賃金審議会令に定めるもののほか、必要な事項について定めるものである。

（構 成）

第2条 専門部会の委員の数は、労働者代表委員、使用者代表委員及び公益代表委員各3人の計9人とする。

（会議の招集）

第3条 専門部会の会議（以下「会議」という。）は、部会長が必要と認めたときのほか、沖縄労働局長（以下「局長」という。）又は労働者代表委員、使用者代表委員及び公益代表委員各1人以上を含む3人以上の委員から開催の請求があったとき部会長が招集する。

2 前項の規定により局長又は委員が会議の開催を請求しようとする場合には、付議事項及び希望期日を、少なくとも当該期日の7日前までに、部会長に通知しなければならない。

3 部会長は、会議を招集しようとするときには、緊急やむを得ない場合のほか、少なくとも5日前までに、付議事項、日時及び場所を委員に通知するものとする。

（実地調査及び参考人意見聴取）

第4条 部会長は、専門部会の議決により、特定の事案について、事実の調査をするため、委員による実地調査を行い、あるいは関係労働者、関係使用者その他関係者を参考人と指定し、その意見を聞くことができる。

（委員の欠席等）

第5条 委員は、部会長が必要があると認めるときは、テレビ会議システム(映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話することができるシステムをいう。次項において同じ。)を利用する方法によって会議に出席することができる。

2 テレビ会議システムを利用する方法による会議への出席は、審議会令第5条第2項及び第3項(第6条第6項において準用する場合を含む)に規定する会議への出席に含めるものとする。

3 委員は、病気その他の事由によって会議に出席できないときは、その旨を部会長に通知しなければならない。

4 委員は、旅行その他の事由によって長期間不在となるときは、あらかじめ部会長に通知しなければならない。

（会議における発言）

第6条 委員は、会議において発言しようとするときは、部会長の許可を受けるものとする。

（会議の公開）

第7条 会議は、原則として公開とする。ただし、公開することにより、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、部会長は会議を一部非公開とすることができる。

- 2 部会長は、会議における秩序の維持のため、傍聴人の退場を命ずるなど必要な措置をとることができる。

(議事録及び議事要旨)

第8条 会議の議事については、議事録及び議事要旨を作成し、議事録には、部会長及び部会長の指名した委員2人が署名するものとする。

- 2 議事録及び会議の資料は、原則として公開とする。ただし、公開することにより、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、部会長は、議事録及び会議資料の一部又は全部を非公開とすることができる。

- 3 議事録を非公開とする場合には、議事要旨を作成し公開するものとする。

(報告)

第9条 部会長は、会議において議決を行ったときは、書面により沖縄地方最低賃金審議会会長に報告するものとする。

(専門部会の廃止)

第10条 専門部会は、沖縄県最低賃金についてのすべての審議が終了し、本審の決議をもって、これを廃止する。

(規程の改廃等)

第11条 この規程の改廃は、専門部会の議決に基づいて行い、この規程に定めるもののほか、専門部会の議事及び運営に関し必要な事項は、部会長が定める。

附 則 この規程は令和 年 月 日から施行する。

令和 8 年度 沖縄地方最低賃金審議会審議計画

No. 1

番 号	月 日	曜 日	沖縄地方最低賃金審議会（本審）			運営小委員会		地域別最低賃金専門部会		備 考	
			回 数	（公 益 調 整）	主 要 議 題	回 数	主 要 議 題	回 数	主 要 議 題		
1	7. 1 (大会議室)	水	1 回 15:00	○年間審議計画 ○専門部会、運小役割分担	○会長、会長代理選出 ○地域最賃改定諮問 ○地域専門部会の設置 ○令第6条第5項適用 ○運営小委員会の設置 ○年間審議日程計画						
	7. 1(水) ～7. 16(木)		地賃改正諮問に対する労働者及び使用者からの意見提出に係る公示（7/1～7/16）								序舎揭示板/HP に揭示
2	7. 22 (大会議室)	水						1 回 15:00	○（地域別）部会長、部会長代理選出 ○実地視察・参考人聴取等の実施について		
3	7. 24 ～7. 28 (事業場)	金 ～ 火						2 回	○（地域別）事業場実地視察 ※左記期間において、影響率・未満率を考慮し た3業種から1事業場ずつ選定の上視察予定	各側委員1名	
4	7. 31 (大会議室)	金	2 回 13:00		○中賃目安伝達 ○特定(産別)最賃改定の必要性の有無について諮 問 ○最賃基礎調査結果報告	1 回 14:00	○委員長、委員長代理選出 ○特定(産別)最賃改定の 必要性の有無に係る検討	3 回 15:00	○実地視察結果 ○参考人意見聴取		
5	8. 3 (大会議室)	月						4 回 14:00	○（地域別）額提示、調整		
6	8. 5 (大会議室)	水						5 回 14:00	○（地域別）額調整		
7	8. 7 (大会議室)	金	3 回	○特定(産別)最賃専門部会 役割分担、運営について	○地賃専門部会報告（8/7専門部会で結審の場合） （全会一致でなかった場合；採決） ○特定(産別)最賃改定の必要性の有無について運小 の結果報告及び答申 ○特定(産別)最賃改定諮問（必要ありの場合）	2 回	○関係人意見聴取（概要書） ○特定(産別)最賃改定の必要性 の有無についてとりまとめ	6 回 14:00	○（地域別）額調整（結審）		
			16:00								
	8. 7(水) ～8. 24(月)		地域最賃答申に対する労働者及び使用者からの意見提出に係る公示（8/7採決の場合） 特定最賃諮問に対する労働者及び使用者からの意見提出に係る公示（8/7～8/24）								
8	8. 12 (大会議室)	水	4 回 16:00		○地賃専門部会報告（8/12専門部会で結審の場合） （全会一致でなかった場合；採決）			7 回 14:00	○（地域別）額調整予備（結審）		
	8. 12(水) ～8. 27(木)		地域最賃答申に対する労働者及び使用者からの意見提出に係る公示（8/12採決の場合）								

番号	月 日	曜日	沖縄地方最低賃金審議会（本審）			運営小委員会		最低賃金専門部会	
			回数	（公益調整）	主 要 議 題	回数	主 要 議 題	回数	主 要 議 題
9	8. 25 (中会議室)	火			異議審 (8/7答申の場合) 異議申出内容にかゝる審議				
	8.26 (大会議室)	水	4 回 (または 5回)		異議審 (8/10答申の場合) 異議申出内容にかゝる審議				
	8.28 (大会議室)	金			異議審 (8/12答申の場合) 異議申出内容にかゝる審議				
	9. 1 (大会議室)	火			異議審 (8/14答申の場合) 異議申出内容にかゝる審議				
10	9. 3 (大会議室)	木						1 回 14:00	(産業別合同部会) ○部会長、部会長代理選出 ○実施調査報告 ○審議会部会日程調整 (産業別資料説明) ◇新聞業 ◇自動車(新車)小売業 ◇各種商品小売業 ◇糖類製造業
11	9. 8 (大会議室)	火						2 回 14:00 15:30	(産業別) ○額の提示 ◇新聞業(14:00～) ◇自動車(新車)小売業 (15:30～)
12	9. 9 (大会議室)	水						2 回 14:00 15:30	(産業別) ○額の提示 ◇各種商品小売業(14:00～) ◇糖類製造業 (15:30～)
13	9. 11 (大会議室)	金						3 回 14:00	(産業別) ○額の調整 (結審) ◇新聞業
	9. 11(金) ～28(月)							特定最賃 (新聞) 答申に対する労働者及び使用者からの意見提出に係る公示 (令第6条第5項適用)	
14	9. 14 (大会議室)	月						3 回 14:00	(産業別) ○額の調整 (結審) ◇自動車(新車)小売業
	9. 14(月) ～9. 29(火)							特定最賃 (自動車) 答申に対する労働者及び使用者からの意見提出に係る公示 (令第6条第5項適用)	
15	9. 15 (大会議室)	火						3 回 14:00	(産業別) ○額の調整 (結審) ◇各種商品小売業
	9. 15(火) ～9. 30(水)							特定最賃 (各種商品) 答申に対する労働者及び使用者からの意見提出に係る公示 (令第6条第5項適用)	
16	9. 16 (大会議室)	水						3 回 14:00	(産業別) ○額の調整 (結審) ◇糖類製造業
	9. 16(水) ～10. 1(木)							特定最賃 (糖類) 答申に対する労働者及び使用者からの意見提出に係る公示 (令第6条第5項適用)	
17	9. 17. 18 (大会議室)	木 金						4 回 14:00～ 15:30～	(産業別) ○額の調整 (結審：予備日) 各業種
18	9. 24 (大会議室)	木	5 回 15:00		○(産業別) 額調整 ※専門部会で結審に至らなかった場合 (採決)				
	9. 24(木) ～10. 9(金)							特定最賃 (各業種) 答申に対する労働者及び使用者からの意見提出に係る公示	

番 号	月 日	曜 日	沖縄地方最低賃金審議会（本審）			運営小委員会		最低賃金専門部会		
			回数	（公 益 調 整）	主 要 議 題	回数	主 要 議 題	回数	主 要 議 題	
	9. 3. 8 (大会議室)	月	6 回 16:00		○令和8年度の審議会総括について ○令和9年度特賃（産別）最低賃金申出意向確認 ○最低賃金専門部会の廃止について ○その他					

令和8年度沖縄地方最低賃金審議会審議日程

6月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30
曜日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火
審議会開催日程																														
公示期間												第1回本審開催公示(26 日まで)																		
その他																														

7月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	
曜日	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	
審議会開催日程	第1回 本審		(予備日)																		第1回 専門部会	(予備日)	第2回専門部会(事業場視察)実施予定期間							・第2回 本審 ・第1回 運営小委 員会 ・第3回 専門部会		
																							上記日程において3事業場程度視察									
開催時間	15:00																				15:00										13:00～ 14:00～ 15:00～	
公示期間	地質改正答諮問意見聴取公示(16日まで)												第2回本審開催公示(28日まで)																		中賃目安 伝達	
	専門部会委員推薦公示(16日まで)																					第3回本審開催公示(4日まで)										
その他																																

8月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31					
曜日	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月					
審議会開催日程			・第4回 専門部会	(予備日)	・第5回 専門部会	(予備日)	・第2回 運営小 委員会 ・第6回 専門部会 ・第3回 本審			(予備日)		(予備日) ・第7回 専門部会 ・第4回 本審		(予備日) ・第8回 専門部会 ・第4回 本審			(予備日)		(予備日)						第5回 本審 (異議審) (予備) (8月7日 答申の 場合)	第5回 本審 (異議審) (予備) (8月10日 答申の 場合)		第5回 本審 (異議審) (予備) (8月12日 答申の 場合)								
開催時間			14:00～		14:00～		13:00～ 14:00～ 16:00～					14:00～ 16:00～													9:30～	9:30～		9:30～								
公示期間	第3回本審開催公示(4日まで)						地質改正答申(採決の場合)意見聴取(異議申出)(24日まで)																													
							特賃改正諮問意見聴取公示 及び 専門部会委員推薦公示(24日まで)																													
																	地質改正答申(採決の場合)意見聴取(異議申出)(27日まで)																			
																	地質改正答申(採決の場合)意見聴取(異議申出)(31日まで)																			
その他																									旧 盆											

9月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30				
曜日	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水				
審議会開催日程	第5回 本審 (異議審) (予備) (8月14日 答申の 場合)	第5回 本審 (異議審) (予備) (8月17日 答申の 場合)	・特定最 賃 第1回 産業別 専門部会 合同部会	第5回 本審 (異議審) (予備) (8月19日 答申の 場合)				特定 ①②③④ 第2回		(予備日)	・特定 ①②③④ 第3回 専門部会※12、13日除く						(予備日) ・特定 ①②③④ 第4回専門							第6回 本審 (採決の 場合)	第6回 本審 (予備日)				第6回 本審 (9月11日 答申の 場合)	第6回 本審 (9月14日 答申の 場合)				
開催時間	9:30～	9:30～	14:00～	9:30～				14:00～ 15:30～	14:00～ 15:30～	14:00～ 15:30～	14:00～			14:00～	14:00～	14:00～	14:00～ 15:30～	14:00～ 15:30～						15:00～	15:00～					9:30～	9:30～			
公示期間											特賃改正答申意見聴取公示 ・9/11 → 9/28 ・9/14 → 9/29 ・9/15 → 9/30 ・9/16 → 10/1							特賃改正答申意見聴取公示 ・9/17 → 10/2 ・9/18 → 10/5										特賃改正答申意見聴取公示 ・9/24 → 10/9 ・9/25 → 10/13						
その他																																		

10月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31
曜日	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土
審議会 会議種別	第6回 本審 (9月15日 答申の 場合)	第6回 本審 (9月16日 答申の 場合)			第6回 本審 (9月17日 答申の 場合)	第6回 本審 (9月18日 答申の 場合)							第6回 本審 (9月24日 答申の 場合)	第6回 本審 (9月25日 答申の 場合)																	
開催時間	9:30～	9:30～			9:30～	9:30～							9:30～	9:30～																	
公示期間																															
その他																															

3月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31
曜日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水
審議会 会議種別								第6回 本審				(予備日)																			
開催時間								16:00～				16:00～																			
公示期間																															
その他																															

令和8年度答申要旨の公示日別最短効力発生予定日一覧表 (地域別最低賃金の場合)

※令和8年1月1日時点のカレンダーに基づき、異議申出締切日の翌日に本省で官報公示の手続きを行った場合のスケジュール

答申 (要旨公示)	15日	異議申出 締切	8営業日	官報 公示	30日	発効
	→		→		→	
8月1日(土)		8月17日(月)		8月27日(木)		9月26日(土)
8月2日(日)		8月17日(月)		8月27日(木)		9月26日(土)
8月3日(月)		8月18日(火)		8月28日(金)		9月27日(日)
8月4日(火)		8月19日(水)		8月31日(月)		9月30日(水)
8月5日(水)		8月20日(木)		9月1日(火)		10月1日(木)
8月6日(木)		8月21日(金)		9月2日(水)		10月2日(金)
8月7日(金)		8月24日(月)		9月3日(木)		10月3日(土)
8月8日(土)		8月24日(月)		9月3日(木)		10月3日(土)
8月9日(日)		8月24日(月)		9月3日(木)		10月3日(土)
8月10日(月)		8月25日(火)		9月4日(金)		10月4日(日)
8月11日(火)		8月26日(水)		9月7日(月)		10月7日(水)
8月12日(水)		8月27日(木)		9月8日(火)		10月8日(木)
8月13日(木)		8月28日(金)		9月9日(水)		10月9日(金)
8月14日(金)		8月31日(月)		9月10日(木)		10月10日(土)
8月15日(土)		8月31日(月)		9月10日(木)		10月10日(土)
8月16日(日)		8月31日(月)		9月10日(木)		10月10日(土)
8月17日(月)		9月1日(火)		9月11日(金)		10月11日(日)
8月18日(火)		9月2日(水)		9月14日(月)		10月14日(水)
8月19日(水)		9月3日(木)		9月15日(火)		10月15日(木)
8月20日(木)		9月4日(金)		9月16日(水)		10月16日(金)
8月21日(金)		9月7日(月)		9月17日(木)		10月17日(土)
8月22日(土)		9月7日(月)		9月17日(木)		10月17日(土)
8月23日(日)		9月7日(月)		9月17日(木)		10月17日(土)
8月24日(月)		9月8日(火)		9月18日(金)		10月18日(日)
8月25日(火)		9月9日(水)		9月24日(木)		10月24日(土)
8月26日(水)		9月10日(木)		9月25日(金)		10月25日(日)
8月27日(木)		9月11日(金)		9月28日(月)		10月28日(水)
8月28日(金)		9月14日(月)		9月29日(火)		10月29日(木)
8月29日(土)		9月14日(月)		9月29日(火)		10月29日(木)
8月30日(日)		9月14日(月)		9月29日(火)		10月29日(木)
8月31日(月)		9月15日(火)		9月30日(水)		10月30日(金)
9月1日(火)		9月16日(水)		10月1日(木)		10月31日(土)
9月2日(水)		9月17日(木)		10月2日(金)		11月1日(日)
9月3日(木)		9月18日(金)		10月5日(月)		11月4日(水)
9月4日(金)		9月24日(木)		10月6日(火)		11月5日(木)
9月5日(土)		9月24日(木)		10月6日(火)		11月5日(木)
9月6日(日)		9月24日(木)		10月6日(火)		11月5日(木)

答申 (要旨公示)	15日	異議申出 締切	8営業日	官報 公示	30日	発効
	→		→		→	
9月7日(月)		9月24日(木)		10月6日(火)		11月5日(木)
9月8日(火)		9月24日(木)		10月6日(火)		11月5日(木)
9月9日(水)		9月24日(木)		10月6日(火)		11月5日(木)
9月10日(木)		9月25日(金)		10月7日(水)		11月6日(金)
9月11日(金)		9月28日(月)		10月8日(木)		11月7日(土)
9月12日(土)		9月28日(月)		10月8日(木)		11月7日(土)
9月13日(日)		9月28日(月)		10月8日(木)		11月7日(土)
9月14日(月)		9月29日(火)		10月9日(金)		11月8日(日)
9月15日(火)		9月30日(水)		10月13日(火)		11月12日(木)
9月16日(水)		10月1日(木)		10月14日(水)		11月13日(金)
9月17日(木)		10月2日(金)		10月15日(木)		11月14日(土)
9月18日(金)		10月5日(月)		10月16日(金)		11月15日(日)
9月19日(土)		10月5日(月)		10月16日(金)		11月15日(日)
9月20日(日)		10月5日(月)		10月16日(金)		11月15日(日)
9月21日(月)		10月6日(火)		10月19日(月)		11月18日(水)
9月22日(火)		10月7日(水)		10月20日(火)		11月19日(木)
9月23日(水)		10月8日(木)		10月21日(水)		11月20日(金)
9月24日(木)		10月9日(金)		10月22日(木)		11月21日(土)
9月25日(金)		10月13日(火)		10月23日(金)		11月22日(日)
9月26日(土)		10月13日(火)		10月23日(金)		11月22日(日)
9月27日(日)		10月13日(火)		10月23日(金)		11月22日(日)
9月28日(月)		10月13日(火)		10月23日(金)		11月22日(日)
9月29日(火)		10月14日(水)		10月26日(月)		11月25日(水)
9月30日(水)		10月15日(木)		10月27日(火)		11月26日(木)
10月1日(木)		10月16日(金)		10月28日(水)		11月27日(金)
10月2日(金)		10月19日(月)		10月29日(木)		11月28日(土)
10月3日(土)		10月19日(月)		10月29日(木)		11月28日(土)
10月4日(日)		10月19日(月)		10月29日(木)		11月28日(土)
10月5日(月)		10月20日(火)		10月30日(金)		11月29日(日)
10月6日(火)		10月21日(水)		11月2日(月)		12月2日(水)
10月7日(水)		10月22日(木)		11月4日(水)		12月4日(金)
10月8日(木)		10月23日(金)		11月5日(木)		12月5日(土)
10月9日(金)		10月26日(月)		11月6日(金)		12月6日(日)
10月10日(土)		10月26日(月)		11月6日(金)		12月6日(日)
10月11日(日)		10月26日(月)		11月6日(金)		12月6日(日)
10月12日(月)		10月27日(火)		11月9日(月)		12月9日(水)

答申 (要旨公示)	15日	異議申出 締切	8営業日	官報 公示	30日	発効
	→		→		→	
10月13日(火)		10月28日(水)		11月10日(火)		12月10日(木)
10月14日(水)		10月29日(木)		11月11日(水)		12月11日(金)
10月15日(木)		10月30日(金)		11月12日(木)		12月12日(土)
10月16日(金)		11月2日(月)		11月13日(金)		12月13日(日)
10月17日(土)		11月2日(月)		11月13日(金)		12月13日(日)
10月18日(日)		11月2日(月)		11月13日(金)		12月13日(日)
10月19日(月)		11月4日(水)		11月16日(月)		12月16日(水)
10月20日(火)		11月4日(水)		11月16日(月)		12月16日(水)
10月21日(水)		11月5日(木)		11月17日(火)		12月17日(木)
10月22日(木)		11月6日(金)		11月18日(水)		12月18日(金)
10月23日(金)		11月9日(月)		11月19日(木)		12月19日(土)
10月24日(土)		11月9日(月)		11月19日(木)		12月19日(土)
10月25日(日)		11月9日(月)		11月19日(木)		12月19日(土)
10月26日(月)		11月10日(火)		11月20日(金)		12月20日(日)
10月27日(火)		11月11日(水)		11月24日(火)		12月24日(木)
10月28日(水)		11月12日(木)		11月25日(水)		12月25日(金)
10月29日(木)		11月13日(金)		11月26日(木)		12月26日(土)
10月30日(金)		11月16日(月)		11月27日(金)		12月27日(日)
10月31日(土)		11月16日(月)		11月27日(金)		12月27日(日)
11月1日(日)		11月16日(月)		11月27日(金)		12月27日(日)
11月2日(月)		11月17日(火)		11月30日(月)		12月30日(水)
11月3日(火)		11月18日(水)		12月1日(火)		12月31日(木)
11月4日(水)		11月19日(木)		12月2日(水)		1月1日(金)

2026年7月16日

沖縄地方最低賃金審議会 御中

那覇市樋川2-6-7

樋川第一ビル305号

日本自治体労働組合総連合沖縄県事務所

書記次長 瑞慶覧 良太



沖縄県最低賃金の決定に係る意見

日本自治体労働組合総連合沖縄県事務所（以下、自治労連沖縄県事務所）は、全国一律1,700円以上の最低賃金を求め、以下に意見を述べる。

記

【趣旨】

最低賃金法が定める「地域別最低賃金は、地域における労働者の生計費及び賃金並びに通常の事業の賃金支払い能力を考慮して定めなければならない。」に照らして、生計費を考慮しているとは言えず、また、現行の最低賃金では、労働者が「健康で文化的な最低限の生活を営む」ために必要な金額とは到底言えない。国政選挙でも5つの政党が最低賃金1500円を公約に掲げており、石破政権は、2020年代に全国平均1500円を公約として掲げてきた。6年前の沖縄県労連の最低生計費試算調査では25歳の単身平均で1652円が必要との結果であったが、その後、この4年連続の異常な物価高騰を考慮すれば沖縄でも1500円は待ったなしの課題となっている。

これを確実に実施させるためには沖縄県では99.9%を占める中小企業への支援が必要不可欠である。沖縄から貧困と格差をなくすために、労働者の最低賃金額を1,700円とするよう求めるとともに、それが実現できる中小企業支援を求めるものである。

【理由】

- 1 最低賃金法は、その第1条で「この法律は、賃金の低廉な労働者について、賃金の最低額を保障することにより、労働条件の改善を図り、もって、労働者の生活の安定、労働力の質的向上及び事業の公正な競争の確保に資するとともに、国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。」と定めている。この目的の眼目は「賃金の低廉な労働者に、賃金の最低額を保障する」ことにある。

同法9条2項においては、「地域別最低賃金は、地域における労働者の生計費及び賃金並びに通常の事業の賃金支払い能力を考慮して定めなければならない。」と定められているが、法の目的に照らせば、労働者の生計費が最も重視されなければならない。

- 2 沖縄県労連が2020年に実施した最低生計費試算調査は那覇市在住25歳の単身男性で1,642円、女性1,662円の結果を得た。算出した金額は「8時間働いて普通に過ごすことができる」理論生計費である。2025年に1,023円と1,000円台を突破したとは言え、県労連が行った最低生計費試算調査結果からみて約62%に過ぎない。生活のあらゆる局面で我慢を強いられる金額となる。

さらに、2026年7月10日に記者会見を行った全労連の最低生計費調査では、「健康で文化的な生活をするためには、大都市と地方ではほとんど差はなく、どこでも1900円は必要」との結果を発表しました。

6年前の県労連の調査と比較して、必要な最低賃金は238～258円の賃金上げが必要なのと同時に、最新の全労連の最低生計費調査では、54%に過ぎないことが分かり、生活のあらゆる局面で我慢を強いられる金額となる。物価上昇を大きく超える最賃引き上げが切に望まれる。

これまでも県労連の大幅賃上げの主張に対し、経営者側からは雇用不安や経営困難に陥るとの主張をしてきたが、実際はどうであったか。2024年度の改定に当たり、徳島県は目安額50円を34円上回る84円の引上げを決定し、1時間当たり980円の最低賃金額となったが、同年2月に実施した徳島県弁護士連合会の徳島県調査において、雇用情勢、経営状況において大きな変化が見られず、これらの点においては、最低賃金の引上げによる弊害が生じていないことが確認されている。

また、最低賃金の国際比較ではアメリカのワシントン州では2,665円、オーストラリアは2,887円、イギリスでは2,656円となっており、フランスやドイツでも2,000円超えになります。日本でも最低賃金1,500円はもちろんのこと、1,700円そして2,000円早期に達成されるべきと考える。

- 3 2023年から地域間格差是正のためABCの3ランク制に変更されたが、東京と沖縄の格差は未だに200円以上ある。ランク付けは住む地域による差別であり、ランク付けがある限り最低賃金の大幅な引き上げの足かせとなる。

7月10日に全労連の記者会見の関連資料で使用された総務省統計局「令和7年住民基本台帳人口移動報告」と「令和7年10月1日現在人口推計」の資料より、東京や大阪などの最低賃金が高いところでの15歳～34歳の転入超過率がプラスに対して、沖縄を始め最低賃金が高いところは転入超過率はマイナスとなっている。これから分かることとして若い人材が最低賃金の高い大都市圏に流入していることである。

つまり、「最賃の格差が人口移動に影響を与え、地方の衰退につながっている」のである。

最低賃金に大きな格差がある中で、むしろ離島や僻地などインフラが整っていない地域、人口の少ない地域こそ生活が維持できる最低賃金の工夫が必要である。地方創生の観点からも現行の目安制度に代わる抜本的制度として、全国一律最低賃金制度の実現に向けて動き出すべきである。

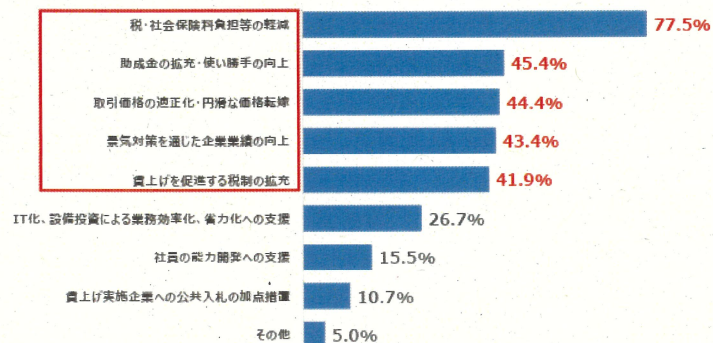
- 4 日本商工会会議所が行っている「中小企業における最低賃金の影響に関する調査」の集計結果では、最低賃金引上げについて否定的な報告を行っている。しかし、特筆すべきは「最低賃金引上げの対応のために、政府等に求める支援」の結果である。

2. 最低賃金の政府目標
最低賃金の引上げへの対応のために、政府等に求める支援

(20)

- 最低賃金の引上げへの対応のために、政府等に求める支援については、「税・社会保険料負担等の軽減」が約8割（77.5%）と最多。
- 「助成金の拡充・使い勝手の向上（45.4%）」、「取引価格の適正化・円滑な価格転嫁（44.4%）」、「景気対策を通じた企業業績の向上（43.4%）」、「賃上げを促進する税制の拡充（41.9%）」が4割超で続く。

【全体集計，複数回答】 n=3,958



77.5%が「税・社会保険料負担等の軽減」と回答している。ついで、45.4%が「助成金の拡充・使い勝手の向上」、44.4%が「取引価格の適正

化・円滑な価格転嫁」と答えている。政府が行っている「IT化、設備投資による業務効率化、省力化への支援」は26.7%でありピントがずれている。これまで全労連・沖縄県労連が主張してきた、消費税や社会保険料負担等の減免は中小企業の求める対策として合致していることがわかる。

沖縄県としても中小企業支援として賃上げ企業へ融資支援や中小企業セーフティネット制度や正規雇用化支援などでの中小企業支援に取り組んでいる。

しかし、一自治体での取り組みには限界があり、中小企業支援は国の責任で行うことが必要である。

中小企業支援に必要な財源は、8兆円を超す防衛費の削減と大企業の内部留保に対する課税でまかなう。今こそ税金の基本原則である応能負担を行うことであり、1億円の壁といわれる、所得1億円を超えると企業の所得税が下がる大金持ちの優遇にメスを入れる必要がある。

早急に1700円以上の最低賃金を実現にするために、3桁の引上げを保障する抜本的な税制改革を求める。中央最低賃金審議会では昨年は63円を引き上げる目安を答申していて、仮に今年が目安が昨年と同じ目安になるのならまだまだ低すぎるのと中央最低賃金審議会には昨年を大きく上回る目安を求めるとともに、沖縄地方の最低賃金に責任を持つ貴審議会には議論を尽くして頂き、中小企業を守るためにも最低賃金を大幅に引き上げること、それが実現できる中小企業対策実施を政府にせまることを求める。経営か労働者かではなく、経営も労働者も守ることが今、切に求められている。

以上

2026年7月16日

沖縄地方最低賃金審議会 御中

那覇市奥武山町26-24

奥武山マンションビル201号

沖縄県労働組合総連合

議長 穴井



沖縄県最低賃金の決定に係る意見

沖縄県労働組合総連合（以下、県労連）は、全国一律1,700円以上の最低賃金を求め、以下に意見を述べる。

記

【趣旨】

最低賃金法が定める「地域別最低賃金は、地域における労働者の生計費及び賃金並びに通常の事業の賃金支払い能力を考慮して定めなければならない。」に照らして、生計費を考慮しているとは言えず、また、現行の最低賃金では、労働者が「健康で文化的な最低限の生活を営む」ために必要な金額とは到底言えない。

沖縄県では99.9%を占める中小企業への支援が必要不可欠である。沖縄から貧困と格差をなくすために、労働者の最低賃金額を1,700円とするよう求めるとともに、それが実現できる中小企業支援を求めるものである。

【理由】

- 1 最低賃金法は、その第1条で「この法律は、賃金の低廉な労働者について、賃金の最低額を保障することにより、労働条件の改善を図り、もって、労働者の生活の安定、労働力の質的向上及び事業の公正な競争の確保に資するとともに、国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。」と定めている。この目的の眼目は「賃金の低廉な労働者に、賃金の最低額を保障する」ことにある。

同法9条2項においては、「地域別最低賃金は、地域における労働者の生計費及び賃金並びに通常の事業の賃金支払い能力を考慮して定めなければならない。」と定められているが、法の目的に照らせば、労働者の生計費が最も重視されなければならない。

- 2 県労連は、2020年に最低生計費試算調査を実施した。その結果、那覇市在住25歳の単身男性で1,642円、女性1,662円の結果を得た。算出した金額は「8時間働いて普通に過ごすことができる」理論生計費である。2025年に1,0

23円となったとは言え、生活のあらゆる局面で我慢を強いられている。物価上昇からすると1700円を超えることになる。物価上昇を大きく超える最賃引き上げが切に望まれる。

- 3 2023年から地域間格差是正のためABCの3ランク制に変更されたが、東京と沖縄の格差は未だに200円以上ある。ランク付けは住む地域による差別であり、ランク付けがある限り最低賃金の大幅な引き上げの足かせとなる。むしろ離島や僻地などインフラが整っていない地域、人口の少ない地域こそ生活が維持できる最低賃金の工夫が必要である。現行の目安制度に代わる抜本的制度として、全国一律最低賃金制度の実現に向けて動き出すべきである。
- 4 沖縄では、2025年12月からの発効となり2ヶ月も遅れた。全国でもそのような傾向があるが最賃法の主旨からすると発効日から30日を目安にすべきである。遅れれば遅れるほど労働者の不利益が増すばかりである。

中小企業支援に必要な財源は、8兆円を超す防衛費の削減と大企業の内部留保に対する課税でまかなう。今こそ税金の基本原則である応能負担を行うことであり、1億円の壁といわれる、所得1億円を超えると企業の所得税が下がる大金持ちの優遇にメスを入れる必要がある。早急に1700円以上の最低賃金を実現するために、3桁の引上げを保障する抜本的な税制改革を求める。沖縄地方の最低賃金に責任を持つ貴審議会には議論を尽くして頂き、中小企業を守るためにも最低賃金を大幅に引き上げること、それが実現できる中小企業対策実施を政府にせまることを求める。経営か労働者かではなく、経営も労働者も守ることが今、切に求められている。

以上

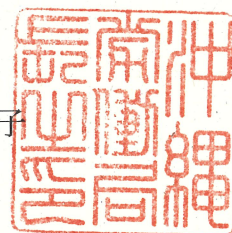
沖縄県最低賃金の決定（改正決定）に係る関係労働者及び関係使用者の意見聴取
に関する公示

沖縄労働局一般公示 8－7 1 号

沖縄地方最低賃金審議会は、沖縄県最低賃金の決定（改正決定）について調査審議を行うため、最低賃金法（昭和 34 年法律第 137 号）第 25 条第 5 項の規定に基づき、関係労働者及び関係使用者の意見を聴くので、沖縄県の区域内で事業を営む使用者又はこれに使用される労働者（これらの者の団体を含む。）であって意見を述べようとする者は、その意見を記載した文書を令和 8 年 7 月 16 日（木）17 時までに、沖縄地方最低賃金審議会（事務局：那覇市おもろまち 2－1－1 那覇第 2 地方合同庁舎 1 号館 3 階 沖縄労働局労働基準部賃金室）あて提出されたい。

令和 8 年 7 月 1 日

沖縄労働局長 宮本 淳子



沖縄県最低賃金専門部会
令和8年度事業場実地視察計画表(案)

令和8年7月24日(金)～27日(月)

	第1班	7月24日(金)10:00	第2班	7月27日(月)11:00	第3班	7月27日(月)15:00
事業場	事業内容 〔出版・印刷・同関連産業〕 住所：浦添市	事業内容 〔飲食店〕 住所：糸満市	事業内容 〔建物サービス業〕 住所：宜野湾市			
委員	(公益) 岩橋委員 (労側) 照喜名委員 (使側) 津波古委員 (事務局) 崎原ほか	(公益) 金城委員 (労側) 平良委員 (使側) 田端委員 (事務局) 崎原ほか	(公益) 上江洲委員 (労側) 石川委員 (使側) 喜友名委員 (事務局) 崎原ほか			

年度別実地視察事業場名簿（平成26年度～令和7年度）

年度	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年度
事業場名・所在地	① (事業場名省略) 【自動車整備業】 嘉手納町	① (事業場名省略) 【ホテル・旅館業】 那覇市西	① 中止 【美容業】 那覇市	① (事業場名省略) 【クリーニング業】 宜野湾市	① (事業場名省略) 【自動車整備業】 浦添市	① (事業場名省略) 【食料品製造業】 那覇市
	② (事業場名省略) 【食料品製造業】 糸満市	② (事業場名省略) 【木材木製品製造業】 豊見城市	② (事業場名省略) 【ホテル・旅館業】 那覇市	② (事業場名省略) 【ホテル・旅館業】 那覇市	② (事業場名省略) 【ビルメンテナンス業】 那覇市	② (事業場名省略) 【卸売業】 浦添市
	③ (事業場名省略) 【ホテル・旅館業】 久米島町	③ (事業場名省略) 【食料品製造業】 宜野湾市	③ (事業場名省略) 【食料品製造業】 名護市	③ (事業場名省略) 【飲食業】 浦添市	③ (事業場名省略) 【食料品製造業】 西原町	③ (事業場名省略) 【警備業】 那覇市
	久米島町商工会意見交換会含む					
年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
事業場名・所在地	① (事業場名省略) 【食料品製造業】 那覇市	① (事業場名省略) 【クリーニング業】 浦添市	以下、文書ヒアリングのみ 1 (事業場名省略) 【食料品製造業】 浦添市	① (事業場名省略) 【飲食業】 与那原町	① (事業場名省略) 【建物サービス業】 浦添市	① (事業場名省略) 【食料品製造業】 糸満市
	② (事業場名省略) 【ホテル業】 那覇市	以下、文書ヒアリングのみ 1 (事業場名省略) 【クリーニング業】 西原町 2 (事業場名省略) 【ビルメンテナンス業】 那覇市 3 (事業場名省略) 【クリーニング業】 那覇市	2 (事業場名省略) 【社会福祉施設】 那覇市 3 (事業場名省略) 【その他の小売業】 恩納村 4 (事業場名省略) 【ホテル企画運営業】 那覇市 5 (事業場名省略) 【その他の小売業】 浦添市	② (事業場名省略) 【ホテル・旅館業】 那覇市	② (事業場名省略) 【小売業】 浦添市	② (事業場名省略) 【洗濯業】 浦添市
				③ (事業場名省略) 【クリーニング業】 本部町	③ (事業場名省略) 【食料品製造業】 豊見城市	③ (事業場名省略) 【飲食店】 那覇市

2026 年 7 月 6 日

沖 縄 労 働 局
局長 宮本 淳子 様

日本労働組合総連合会
沖縄県連合会(連合沖縄)
会 長 仲 宗 根 哲

2026 年度最低賃金行政に関する要請書

沖縄県の経済は、観光と個人消費の回復によりゆるやかに拡大する一方、県民生活に目を向けると、島しょ性という地理的特性による輸送コストの高さや、中東情勢に起因するエネルギーコスト上昇の影響により、物価水準は高く、県民の暮らしは依然厳しい状況が続いています。とりわけ、実質賃金の伸び悩みや生活必需品価格の上昇が県民生活に大きな影響を与えています。

日本の最低賃金は諸外国と比較して依然低位におかれています。日本全体としても低位にある中で、沖縄県は全国でも最も低い水準に位置しています。地方版政労使会議の議論や格差是正の観点から継続的に最低賃金を引き上げる必要があります。また、政府が掲げる「中小企業・小規模事業者の賃金向上5か年計画」の施策パッケージなどを踏まえ、最低賃金の大幅な引き上げに対応できる環境整備も不可欠であると認識しています。

以上の認識のもと、下記の事項に取り組まれるよう要請いたします。

記

I. 地域別最低賃金について

1. 労働の対価としてふさわしいナショナルミニмум水準に向けた最低賃金額の決定

- (1) 地域別最低賃金は、憲法第 25 条、労働基準法第 1 条、最低賃金法第 1 条を踏まえ、経済的自立を可能にし、人たるに値する生活を営む賃金水準とする必要がある。生存権を確保した上で、労働の対価としてふさわしいナショナルミニмум水準への改善を目指した地域別最低賃金が決定されるよう努めること。
- (2) 中央最低賃金審議会における「目安に関する公益見解」について、近年、審議会委員の理解が得られない状況が続いている。全国的整合性のある地域別最低賃金の決定や地方審議会における円滑な審議に重要な役割を果たしてきた目安制度の意義を再度認識した上で、公労使で地方審議会運営が図れるよう努めること。
- (3) 審議においてはデータに基づく議論を重視する観点で、審議委員から求められた場合、事務局は根拠となる資料を作成し、すみやかに審議会で提示するなど、建設的な議論が行われるよう環境整備を徹底すること。

2. 早期発効に向けて

早期の最低賃金引き上げ発効は全労働者の利益である。そのため、沖縄地方最低賃金審

議会への諮問、専門部会をはじめ最低賃金に関する各委員会の開催、および答申の日程設定においては、10月1日を基本として、早期の発効に最大限配慮すること。同時に、沖縄地方審議会委員に対しても、中央最低賃金審議会の審議や答申の内容について丁寧な説明とともに、早期発効の趣旨を踏まえた審議会運営がはかられるよう働きかけること。

II.最低賃金の引き上げに向けた環境整備

1.労務費の上昇分の適切な価格転嫁に向けた対応

中小企業・小規模事業者においても最低賃金の引き上げが確実に行われるよう、「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」や2026年1月1日施行の「下請代金支払遅延等防止法（いわゆる取引適正化関連法）」の周知および実効性の担保に努めること。労務費の上昇分が適切に取引価格に転嫁できる環境整備と中小企業・小規模事業者支援策のさらなる拡充や周知徹底について、本省や関係省庁と連携を図ること。

2.業務改善助成金の活用促進

業務改善助成金については、通常の事業の支払い能力を担保・向上させる観点で、安定的かつ十分な予算確保を本省に求めること。また、申請手続きの簡素化や周知徹底を図るなどして、より中小企業・小規模事業者が活用しやすい環境を整備すること。

III.特定（産業別）最低賃金について

1.特定（産業別）最低賃金の意義・目的を踏まえた審議会運営

(1) 特定（産業別）最低賃金は、企業の枠を越えた産業別労働条件決定システムとして、労使交渉を補完・代替する機能を有し、基幹的労働者の最低賃金を形成することにより、事業の公正競争の確保に寄与している。この意義・目的について、沖縄地方労働審議会や最低賃金審議会の委員に周知徹底すること。

(2) その上で、沖縄地方審議会において、公労使がその意義・目的を再認識し、新設や改定の必要性審議も含め、当該産業労使のイニシアティブ発揮に向けた審議会運営がなされるよう働きかけること。

2.適用労働者数の適切な把握

特定（産業別）最低賃金の適用労働者数を適切に把握すること。

IV.最低賃金の履行確保

1.監督行政の強化等

(1) 最低賃金の履行確保のための監督にあたる要員の増強等監督体制の抜本的強化をはかるとともに、違反事業所の積極的な摘発や罰則適用の強化など、最低賃金制度の実効性を高めること。

(2) 最低賃金制度の遵守に向け、最低賃金額はもとより制度の意義等も含めた周知徹底を図ること。その際は、県内の事業者や労働者への効果的・効率的な周知の観点から、地方公共団体や労働組合を含む各種団体との連携を図ること。

(3) 最低賃金法が適用される労働者か否かを判断する際には、契約の名称ではなく、働き方の

実態について徹底した調査の上、適切に判断すること。

2.最低賃金の改定額を踏まえた公契約の見直しについて

最低賃金の改定額を踏まえ、発注済みの公契約の金額を見直すよう、国や関係機関、県及び地方自治体に対して指導を強化すること。

以 上